

改正案	現行
<p>（親法人等又は関連法人等）</p> <p>第四条 令第二条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる法人等（同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であって、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 当該法人等の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。第五十三条第二項、第五十四条第二項、第五十八条第一項第三号の二、第六十三条第一項第二号及び別表第七を除き、以下同じ。）、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであった者であって当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の</p>	<p>（親法人等又は関連法人等）</p> <p>第四条 令第二条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる法人等（同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であって、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 当該法人等の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。第五十三条第二項、第五十四条第二項及び第六十三条第一項第二号を除き、以下同じ。）、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであった者であって当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることがで</p>

方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ～ホ (略)

三 (略)

2～4 (略)

(免許の申請)

第五条 (略)

2 法第四条第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 取締役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するもの）と認められる者を含む。以下この項、第十三条第一号の二及び第四十八条第一項第二号において同じ。）及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し執行役と同等以上の支配力を有するもの）と認められる者を含む。以下この項、第十三条第一号の二及び第四十八条第一項第二号において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第

きるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ～ホ (略)

三 (略)

2～4 (略)

(免許の申請)

第五条 (略)

2 法第四条第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 取締役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するもの）と認められる者を含む。以下この条及び第四十八条第一項第二号において同じ。）及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し執行役と同等以上の支配力を有するもの）と認められる者を含む。以下この条及び第四十八条第一項第二号において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第

三百十九号)第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第八十条の五第三項第三号を除き、以下同じ。)又はこれに代わる書面

三の二 取締役、執行役及び監査役の婚姻前の氏名を、当該取締役、執行役及び監査役の氏名に併せて別紙様式第一号により作成した法第四条第一項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該取締役、執行役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

四 (略)

四の二 会計参与の婚姻前の氏名を、当該会計参与の氏名に併せて別紙様式第一号により作成した法第四条第一項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

五 (略)

六 主要株主(法第五条第五項に規定する主要株主をいう。第五十条第二項第七号、第六十三条第一項第五号及び別表第八を除き、以下同じ。)の商号、名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び当該主要株主が保有する議決権の数を記載した書面

ードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第八十条の五第三項第三号を除き、以下同じ。)又はこれに代わる書面

(新設)

四 (略)

(新設)

五 (略)

六 主要株主(法第五条第五項に規定する主要株主をいう。第五十条第二項第七号、第六十三条第一項第五号及び別表第五を除き、以下同じ。)の商号、名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び当該主要株主が保有する議決権の数を記載した書面

七〇十一 (略)

(登録申請書の添付書類)

第十三条 法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第五条第二項第一号から第三号まで、第四号及び第五号から第九号までに掲げる書面

一の二 取締役、執行役及び監査役の婚姻前の氏名を、当該取締役、執行役及び監査役の氏名に併せて別紙様式第二号により作成した法第八条第一項の申請書に記載した場合において、第五条第三号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該取締役、執行役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

一の三 会計参与の婚姻前の氏名を、当該会計参与の氏名に併せて別紙様式第二号により作成した法第八条第一項の申請書に記載した場合において、第五条第四号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

二〇四 (略)

(合併の認可申請)

第四十四条 (略)

2 法第三十六条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲

七〇十一 (略)

(登録申請書の添付書類)

第十三条 法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第五条第二項第一号から第九号までに掲げる書面

(新設)

(新設)

二〇四 (略)

(合併の認可申請)

第四十四条 (略)

2 法第三十六条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲

げるものとする。

一〇十 (略)

十の二 合併後の信託会社の取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該取締役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

十一 (略)

十一の二 合併後の信託会社の会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

十二〇十八 (略)

3 (略)

(新設分割の認可申請)

第四十五条 (略)

2 法第三十七条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〇十 (略)

十の二 設立会社の取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該取締役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

げるものとする。

一〇十 (略)

(新設)

十一 (略)

(新設)

十二〇十八 (略)

3 (略)

(新設分割の認可申請)

第四十五条 (略)

2 法第三十七条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〇十 (略)

(新設)

十一 (略)

十一の二 設立会社の会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

十二〜十八 (略)

3 (略)

(吸収分割の認可申請)

第四十六条 (略)

2 法第三十八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〜十 (略)

十の二 承継会社の取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該取締役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

十一 (略)

十一の二 承継会社の会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

十二〜十八 (略)

十一 (略)

(新設)

十二〜十八 (略)

3 (略)

(吸収分割の認可申請)

第四十六条 (略)

2 法第三十八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〜十 (略)

(新設)

十一 (略)

(新設)

十二〜十八 (略)

3 (略)

(事業譲渡の認可申請)

第四十七条 (略)

2 法第三十九条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。

)に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〇十 (略)

十の二 譲受会社の取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該取締役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

十一 (略)

十一の二 譲受会社の会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

十二〇十五 (略)

3・4 (略)

(登録申請書の添付書類)

第五十一条の四 法第五十条の二第四項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇三 (略)

3 (略)

(事業譲渡の認可申請)

第四十七条 (略)

2 法第三十九条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。

)に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〇十 (略)

(新設)

十一 (略)

(新設)

十二〇十五 (略)

3・4 (略)

(登録申請書の添付書類)

第五十一条の四 法第五十条の二第四項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇三 (略)

三の二 役員及び業務を執行する社員の婚姻前の氏名を、当該役員及び業務を執行する社員の氏名に併せて別紙様式第十五号により作成した法第五十条の二第三項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員及び業務を執行する社員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

四〇八 (略)

(特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)

第五十三条 (略)

2 法第五十二条第二項において準用する法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員(いかなる名称を有する者であるかを問わず、申請を行う法人に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び次号において同じ。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)及び住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面並びに役員が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三の二 役員の前婚姻前の氏名を、当該役員の前婚姻前の氏名に併せて別紙様式第十六号により作成した法第五十二条第二項において準用する法

(新設)

四〇八 (略)

(特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)

第五十三条 (略)

2 法第五十二条第二項において準用する法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員(いかなる名称を有する者であるかを問わず、申請を行う法人に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)及び住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面並びに役員が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(新設)

第八条第一項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

四〇七 (略)

三〇六 (略)

(免許の申請)

第五十四条 (略)

2 法第五十三条第三項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇四 (略)

五 役員（法第五十三条第六項第八号に規定する役員をいう。以下この項、第五十八条第一項第三号の二、第六十三条第一項第二号及び別表第七において同じ。）及び国内における代表者（法第五十三条第二項に規定する国内における代表者をいう。以下同じ。）の履歴書

六 役員（支店に駐在する役員に限る。次号及び第五十八条第一項第三号の二において同じ。）及び国内における代表者の住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに役員及び国内における代表者が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び国内における代表者が誓約する書面

六の二 役員及び国内における代表者の婚姻前の氏名を、当該役員及び国内における代表者の氏名に併せて別紙様式第十七号により

四〇七 (略)

三〇六 (略)

(免許の申請)

第五十四条 (略)

2 法第五十三条第三項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇四 (略)

五 役員（法第五十三条第六項第八号に規定する役員をいう。以下この条及び第六十三条第一項第二号において同じ。）及び国内における代表者（法第五十三条第二項に規定する国内における代表者をいう。以下同じ。）の履歴書

六 役員（支店に駐在する役員に限る。）及び国内における代表者の住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに役員及び国内における代表者が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び国内における代表者が誓約する書面

(新設)

作成した法第五十三条第二項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員及び国内における代表者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

七 主要株主（当該外国信託業者の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主又は出資者をいう。第六十三条第一項第五号及び別表第八において同じ。）の氏名又は名称及びその保有する議決権の数を記載した書面

八～十 （略）

3・4 （略）

（登録申請書の添付書類等）

第五十八条 法第五十四条第四項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第五十四条第二項第一号、第二号、第五号、第六号及び第七号から第九号までに掲げる書面

二・三 （略）

三の二 役員及び国内における代表者の婚姻前の氏名を、当該役員及び国内における代表者の氏名に併せて別紙様式第十八号により作成した法第五十四条第三項の申請書に記載した場合において、第五十四条第二項第六号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員及び国内における代表者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

七 主要株主（当該外国信託業者の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主又は出資者をいう。第六十三条第一項第五号及び別表第五において同じ。）の氏名又は名称及びその保有する議決権の数を記載した書面

八～十 （略）

3・4 （略）

（登録申請書の添付書類等）

第五十八条 法第五十四条第四項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第五十四条第二項第一号及び第二号並びに第五号から第九号までに掲げる書面

二・三 （略）

（新設）

四 (略)

2 (略)

(登録申請書のその他の添付書類)

第七十一条 法第六十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

一の二 個人の婚姻前の氏名を、当該個人の氏名に併せて別紙様式第十九号により作成した法第六十八条第一項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該個人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

二 法人である場合は、役員 of 履歴書（役員が法人であるときは、当該役員 of 沿革を記載した書面）及び役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。次号において同じ。） of 住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員 of 登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

二の二 役員 of 婚姻前の氏名を、当該役員 of 氏名に併せて別紙様式第十九号により作成した法第六十八条第一項 of 申請書に記載した場合において、前号 of 住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員 of 婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏

四 (略)

2 (略)

(登録申請書のその他の添付書類)

第七十一条 法第六十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

(新設)

二 法人である場合は、役員 of 履歴書（役員が法人であるときは、当該役員 of 沿革を記載した書面）及び役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。） of 住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員 of 登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(新設)

名を証する書面

三〇五 (略)

(指定申請書の添付書類)

第八十条の五 (略)

2 (略)

3 法第八十五条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む)。以下この項、第八十条の八及び第八十条の九において同じ。

の住民票の抄本(役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面

三の二 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第八十五条の三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当

該婚姻前の氏名を証する書面

四〇八 (略)

別表第一(第二十三条第一項関係)

届出事項	記載事項	添付書類
------	------	------

三〇五 (略)

(指定申請書の添付書類)

第八十条の五 (略)

2 (略)

3 法第八十五条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む)。以下この項、第八十条の八及び第八十条の九において同じ。

の住民票の抄本又はこれに代わる書面(役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書)

(新設)

四〇八 (略)

別表第一(第二十三条第一項関係)

届出事項	記載事項	添付書類
------	------	------

<p>取締役、執行役、 会計参与又は監査 役の変更</p>	<p>(略)</p>
<p>一・二 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>一 (略) 二 就任する取締役、 執行役、会計参与又 は監査役に係る次に 掲げる書面 イ・ロ (略) ハ 取締役、執行役 、会計参与又は監 査役の婚姻前の氏 名を当該取締役、 執行役、会計参与 又は監査役の氏名 に併せて届出書に 記載した場合にお いて、ロに掲げる 書面が当該取締役 、執行役、会計参 与又は監査役の婚 姻前の氏名を証す るものでないとき は、当該婚姻前の</p>	<p>(略)</p>
<p>取締役、執行役、 会計参与又は監査 役の変更</p>	<p>(略)</p>
<p>一・二 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>一 (略) 二 就任する取締役、 執行役、会計参与又 は監査役に係る次に 掲げる書面 イ・ロ (略) (新設)</p>	<p>(略)</p>

別表第七（第六十二条第一項関係）		
(略)	届出事項	(略)
(略)	記載事項	(略)
役員の変更 一・二 (略)	添付書類 一 (略) 二 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ・ロ (略) ハ 役員の前婚姻前の氏名を当該役員の前婚姻前の氏名に併せて届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該役員の前婚姻前の氏名	二 (略) 氏名を証する書面

別表第七（第六十二条第一項関係）		
(略)	届出事項	(略)
(略)	記載事項	(略)
役員の変更 一・二 (略)	添付書類 一 (略) 二 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ・ロ (略) (新設)	ハ (略)

<p>国内における代表者の氏名及び国内の住所の変更</p>	<p>(略)</p>	
<p>一〇三 (略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>四 国内における代表者の婚姻前の氏名を当該国内における代表者の氏名に併せて届出書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該国内における代表者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>五 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>二 (略)</p> <p>を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p>

<p>国内における代表者の氏名及び国内の住所の変更</p>	<p>(略)</p>	
<p>一〇三 (略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>四 (新設) 一〇三 (略)</p> <p>四 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>八 (略)</p>

別表第十(第七十四条第一項関係)

届出事項	(略)	役員の変更
記載事項	(略)	一・二 (略)
添付書類	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ・ロ (略)</p> <p>ハ 役員の前婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該役員の前婚姻前の氏名を証するものではないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>ニ (略)</p>

別表第十(第七十四条第一項関係)

届出事項	(略)	役員の変更
記載事項	(略)	一・二 (略)
添付書類	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ・ロ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ハ (略)</p>

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

改正案	現行
<p>別紙様式第1号（第5条関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align:center">（略）</p> <p>（別添2：取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名）（第4面） （表略） <u>（記載上の注意）</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align:center">（略）</p> <p>（別添2-2：会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称）（第4-2面） （表略） <u>（記載上の注意）</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align:center">（以下略）</p>	<p>別紙様式第1号（第5条関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align:center">（略）</p> <p>（別添2：取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名）（第4面） （表略） （新設）</p> <p style="text-align:center">（略）</p> <p>（別添2-2：会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称）（第4-2面） （表略） （新設）</p> <p style="text-align:center">（以下略）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第2号(第12条関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>(別添2:取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の氏名) (第4面) (表略) <u>(記載上の注意)</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に()書きで併せて記載することができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>(別添2-2:会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称) (第4-2面) (表略) <u>(記載上の注意)</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に()書きで併せて記載することができる。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第2号(第12条関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>(別添2:取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の氏名) (第4面) (表略) (新設)</p> <p>(略)</p> <p>(別添2-2:会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称) (第4-2面) (表略) (新設)</p> <p>(以下略)</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第15号(第51条の2第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>(別添2:取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、持分会社にあつては業務を執行する社員)の氏名) (第4面) (表略) (記載上の注意) <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に()書きで併せて記載することができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>(別添2-2:会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称) (第4-2面) (表略) (記載上の注意) <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に()書きで併せて記載することができる。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第15号(第51条の2第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>(別添2:取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、持分会社にあつては業務を執行する社員)の氏名) (第4面) (表略) (新設)</p> <p>(略)</p> <p>(別添2-2:会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称) (第4-2面) (表略) (新設)</p> <p>(以下略)</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第16号(第53条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>(別添2: 役員の氏名) (第4面) (表略)</p> <p><u>(記載上の注意)</u></p> <p><u>1 役員が法人である場合は、名称を記載すること。</u></p> <p><u>2 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に()書きで併せて記載することができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>(別添2-2: 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称) (第4-2面) (表略)</p> <p><u>(記載上の注意)</u></p> <p><u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に()書きで併せて記載することができる。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第16号(第53条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>(別添2: 役員の氏名) (第4面) (表略)</p> <p><u>(記載上の注意)</u></p> <p><u>役員が法人である場合は、名称を記載すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(別添2-2: 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称) (第4-2面) (表略) (新設)</p> <p>(以下略)</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第17号(第54条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>(別添2: 役員の氏名) (第4面) (表略) <u>(記載上の注意)</u> <u>1 役員が法人である場合は、名称を記載すること。</u> <u>2 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に()書きで併せて記載することができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>(別添5: 国内における代表者の氏名及び住所) (第7面) (表略) <u>(記載上の注意)</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に()書きで併せて記載することができる。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第17号(第54条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>(別添2: 役員の氏名) (第4面) (表略) <u>(記載上の注意)</u> <u>役員が法人である場合は、名称を記載すること。</u> (新設)</p> <p>(略)</p> <p>(別添5: 国内における代表者の氏名及び住所) (第7面) (表略) (新設)</p> <p>(以下略)</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第18号（第57条第1項関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（別添2：役員の氏名）（第4面） （表略） <u>（記載上の注意）</u> <u>1 役員が法人である場合は、名称を記載すること。</u> <u>2 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（別添5：国内における代表者の氏名及び住所）（第7面） （表略） <u>（記載上の注意）</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>別紙様式第18号（第57条第1項関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（別添2：役員の氏名）（第4面） （表略） <u>（記載上の注意）</u> <u>役員が法人である場合は、名称を記載すること。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（別添5：国内における代表者の氏名及び住所）（第7面） （表略） （新設）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第19号（第69条関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意） 1・2 （略） 3 「2. 商号又は名称」、「3. 氏名」 (1)・(2) （略） (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「3. 氏名」に（ ）書きで併せて記載することができる。 <u>(4) 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「3. 氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第3面）</p> <p>（別添1：役員の氏名） （表略） （記載上の注意） 1・2 （略） <u>3 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>別紙様式第19号（第69条関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意） 1・2 （略） 3 「2. 商号又は名称」、「3. 氏名」 (1)・(2) （略） (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「3. 氏名」に（ ）書きで併せて記載することができる。 （新設）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第3面）</p> <p>（別添1：役員の氏名） （表略） （記載上の注意） 1・2 （略） （新設）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>